

○ 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）（附則第十二条関係）

改 正 案	現 行
（産業基盤整備基金の新事業創出促進業務） 第三十二条 産業基盤整備基金（以下この章において「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。 一 創業者（第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り、）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。	（産業基盤整備基金の新事業創出促進業務） 第三十二条 産業基盤整備基金（以下この章において「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。 一 創業者（第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り、）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二〇五（略）

二〇五（略）